

# 高血圧・脂質異常症・糖尿病にて通院中の患者様へ

## 2024年6月診療分より 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての 重要なお知らせ

2024年度診療報酬改定に伴い、上記3疾患についてこれまで当院で算定してきました『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行を行うよう厚生労働省より通達が出されました。

当院においては、従来より生活習慣病に力を入れており、医師による診察・投薬だけでなく、看護師による生活指導、栄養士による食事指導、検査技師による各種検査、理学療法士による運動指導、歯科受診勧奨など、多職種連携による生活習慣病のトータルケアを目指してきました。本改定に伴い、2024年6月1日より、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行させて頂くこととなります。

患者様にはご不便をおかけ致しますが、6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様にはお1人様1回（初回）のみ『療養計画書』へ署名（サイン）を看護師やその他スタッフからご依頼しますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

診療報酬改定に伴い、2024年6月1日（土）より患者さまの窓口負担額が変更となります。  
ご不明な点等がございましたら受付、会計へお問い合わせ下さい